

供託書

(雑)



申請年月日	平成 20年 11月 5日
供託所の表示	高知地方務局

780-0806
高知市知寄町上丁目4-10-404

坂本 茂雄

供託者の住所氏名

780-8570
高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県

被供託者の住所氏名

供託金額	百十億千百	十万千	百十円
		¥ 65000	

上記供託を受理する。
供託金の受領を証する。

平成 20年 11月 5日
高知地方務局
供託官 深津 家久



字加入	字削除	頁
法令条項	民法第494条	平成20年度金第 617号
供託の原因たる事実	<p>被供託者より供託者に対して下記日付で産業経済委員会、少子化対策・子育て支援特別委員会及び9月定例会の議案用紙の提出を求め、13日間の費用弁償として下記金額の口座振込を求めた。しかし、被供託者として不当利得であり受け取ることを望まないため、被供託者に対して11月5日提供した可受領を拒否したため、又記します。</p> <p>平成20年10月2日 8.9月分 20,000円 産業経済委員会 (8月14, 29日) 2日分 少子化対策・子育て支援特別委員会 (8月19日, 9月19日) 2日分 平成20年10月21日 9.10月分 45,000円 9月定例会 (9月24, 30日 10月1, 2, 3, 6, 7, 9, 14日) 9日分</p>	
1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権		
2. 反対給付の内容		
備考		